

Monthly Report

2019年4月号

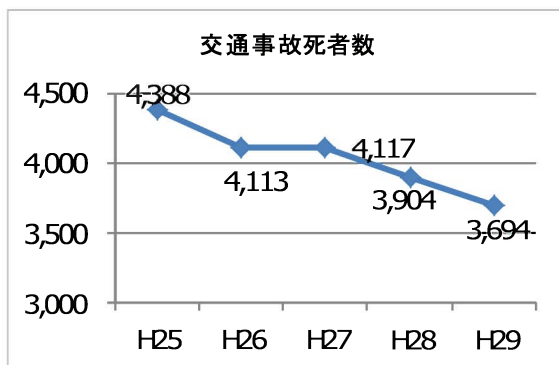
特集

「その一瞬が危ない！
スマホの画面注視」

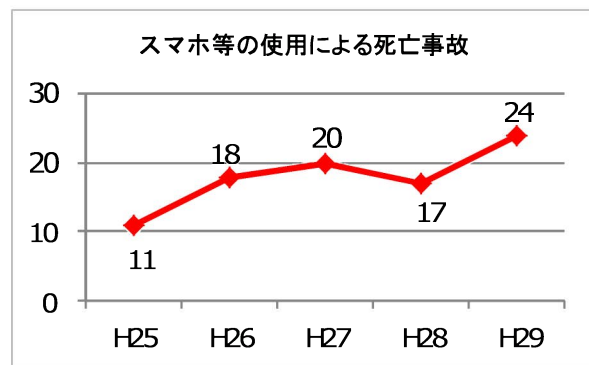
4月を新たな環境で迎えられるドライバーは、慣れない仕事や不案内な道路の走行で、つい、運転中にスマホを使用したり、カーナビ画面を注視することがないように注意する必要があります。近年、スマホやカーナビの画面注視による死亡事故が急増しています。今回はその危険性について考えてみましょう。

1. スマホなどの画面注視による死亡事故が急増

交通事故死亡者数は、毎年減少していて、平成29年は平成25年と比較して▲15.8%減少しました。一方、同期間で画面注視による死亡事故は2.18倍に倍増しています。



※警察庁webサイト「平成30年中の交通事故死者数について」
<https://www.npa.go.jp/news/release/2019/20190104jiko.html> (2019.3.14閲覧)



※警察庁webサイト「やめよう！運転中のスマートフォン・携帯電話等使用」
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/keitai/info.html> (2019.3.14閲覧)

【道路交通法の厳罰化】

画面注視による死亡事故の増加は社会問題に発展していることから、その対策の一つとして厳罰化が下表の内容で検討されています。

区分	処罰	現行	改正試案※
交通の危険	罰則	3月以下の懲役または5万円以下の罰金	1年以下の懲役または30万円以下の罰金
	反則金	大型12千円、普通9千円、二輪7千円、原付6千円	交通反則通告制度(点数制度)の対象外
	基礎点数	2点	
携帯電話等の保持	罰則	5万円以下の罰金	6ヶ月以下の懲役または10万円以下の罰金
	反則金	大型7千円、普通6千円、二輪6千円、原付5千円	大型5万円、普通4万円など
	基礎点数	1点	不明

※電子政府の総合窓口e-Gov、パブリックコメント <https://search.e-gov.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000181132> (2019.3.14閲覧)



SOMPO ホールディングス
損保ジャパン日本興亜

2. “ちょっと”が危険を招く

走行中にスマホなどを操作する「ながらスマホ」は視線が画面に集中するため、前方に対する認知が低下するだけではなく、側方や後方の認知もおろそかになります。また、スマホの画面をちょっと確認するだけでも**2秒**※程度かかりますので、その間、車は周囲の安全確認を一切行わずに移動してしまうことになります。

※警察庁webサイト「やめよう！運転中のスマートフォン・携帯電話等使用」 <https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/keitai/info.htm> (2019.3.14閲覧)

■2秒間に車の動く距離

時速40Km なら約**22.2m**、時速60Km なら約**33.3m**、車は思った以上に遠くまで移動します。



左は、時速40Km で走行中、2秒間で車が移動する距離を示したものです。スマホ等の画面を注視していると、

- ・バスの陰から出てきた人をはねる
- ・赤信号に変わったのに気づかず、横断歩行者をはねる
- ・赤信号に変わったのを気づくのが遅れ、急ブレーキをかけて追突される等の危険が大きくなります。

3. 事故防止の取組

画面注視を防止するには、運転に集中できる環境をつくるのが重要です。そのためには、以下の事項を参考に、事故防止に取り組んでください。

1. スマホを操作しないために

(1) ドライバー個人の取組

- ・着信だけでも注意を奪われるので、運転前には電源を切る。
- ・操作するときは、安全な場所に駐車して行う。

(2) 会社全体の取組

- ・運転をしている時間帯には、ドライバーへの連絡を控えるなど社内ルールを決める。

2. カーナビを注視しないために

- ・目的地への道程を調べ、カーナビに頼り切らないよう事前準備をする。
- ・時間に余裕を持った行動をする。迷ってもあわてることなく、車を安全な場所に駐車して地図を確認できるよう、早めの出発、遅れそうなときの電話連絡を励行する。



損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
ホームページ <http://www.sjk.co.jp>

SOMPOリスクマネジメント株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-24-1
ホームページ <https://www.sompo-rc.co.jp>

お問い合わせ先

帝人エージェンシー株式会社 保険部
〒550-8587
大阪市西区土佐堀1-3-7
肥後橋シミズビル16階
TEL 06-6459-5100 FAX 06-6459-6045
E-mail hoken@teijin.co.jp